

令和2年度
閱 覧 設 計 書

工 事 名	指宿有料道路(Ⅲ期)山田IC改築工事(R2-6工区)
工 事 場 所	鹿児島市山田町地内
路 線 名	指宿鹿児島インター線
工 期	令和3年3月31日限り

【 閱 覧 設 計 書 内 訳 】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課	建設計画課
-------	-------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県道路公社

照合確認	
------	--

特記仕様書

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。
工事名：指宿有料道路（Ⅲ期）山田IC改築工事（R2-6工区）
工事場所：鹿児島市山田町地内
路線名：指宿鹿児島インター線

第2条 工事種別に係る特記事項は、別添図面に記載のとおりである。

(共通費)

第3条 共通費については、「建築工事共通費積算基準（平成29年4月：鹿児島県土木部）」により算定している。

- (1) 共通仮設費及び現場管理費
それぞれの工事種別（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）ごとの共通仮設費及び現場管理費に関する定めにより算定している。
- (2) 一般管理費等
それぞれの工事種別（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）の工事原価の合計額に対する主たる工事（建築工事）の一般管理費等率により、それぞれの工事種別ごとに算定している。
また、工事価格についても、それぞれの工事種別ごとに1,000円単位とし一般管理費で調整している。
- (3) 共通費を算定する際に設定した工期
共通費を算定する際に設定した工期は、10.9か月である。

第4条 契約工期の取扱いについて

- 本工事は繰越を予定しており、完了工期については、公社役員会承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。
- 2 繰越承認後の完了工期は328日間を予定している。
 - 3 「工事標示板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議の上、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「(予定)」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。

第5条 西日本高速道路株式会社（以下「NEXCO西日本」という。）との調整について

- 本工事に関連して、料金徴収設備（機器・配線等）の設置工事をNEXCO西日本にて別途施工予定であり、各施設のNEXCO西日本への引渡し時期は、アイランドが令和3年9月30日、料金事務室・料金機械室・ETC機械室が令和3年10月31日となっている。
については、NEXCO西日本と工程や各部の取合いなどの調整を行う必要があるため、監督職員と協議し連絡調整を密に行うこと。
- 2 NEXCO西日本との調整次第では、第4条の繰越承認後の完了工期をさらに延伸する場合がある。

(他工区との調整について)

第6条 本工区の施工にあたっては、Ⅲ期区間の工事の推進を図るため、隣接工区と互いに十分調整を行い、連携して工事を進めること。

(工程管理)

第7条 工事の進捗状況を毎月25日に月報として監督職員に提出すること。

- 2 本工事の工程を計画する際は、当該事業における関係工区の現場代理人と協議調整を密に行い、円滑な工程管理を図るものとする。

第8条 工事カルテについて

- 「工事カルテ」の作成の必要がある場合（工事請負代金が500万以上）には、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（工事カルテ受領書）の写しを監督職員に提出すること。（受注時、変更時及び完成時）
ただし、期間については契約締結後、土、日、祝日を除く10日以内とする。